

3. スウェーデンの社会福祉サービス利用の法的構造

中野妙子 東京大学大学院法学政治学研究科専任講師

研究要旨

本研究計画全体のテーマおよびスウェーデンの社会保障制度・社会福祉制度一般や社会保障法・社会福祉サービス法に関する文献・資料の収集、およびスウェーデン・ストックホルム市の福祉サービス担当職員および福祉サービスの利用者保護・不服申し立て援助を担当するオンブズマンからの聞き取り調査を実施した。これらの研究活動を通して、スウェーデン(ここでは、ストックホルム市)の福祉サービスの制度におけるサービス利用契約の手続き、その法的特質、高齢者・障害者の権利保護等について、最近の動向を含めた検討を行った。

A 研究目的

本研究は、第1に、わが国でも頻繁に参照・紹介されるスウェーデンの社会福祉サービス法について、文献・資料等の収集等を行い、その検討を試みるとともに、実際にスウェーデンに赴いて、高齢者への福祉サービス提供を担当している実務家、および行為能力が低下・喪失している高齢者・障害者の権利保護と社会福祉サービスの利用に関する行政当局の決定に対する不服申し立ての援助を行っているオンブズマンから聞き取り調査

を行い、スウェーデンの社会福祉サービス利用に関する法制度の概要の一端を分析することを目的とする。

B 研究方法

本研究で用いた研究方法は、総括報告書にもあるように、法学・比較法学のオーソドックスなものである。すなわち、①わが国およびスウェーデンの社会保障一般、社会福祉サービス一般、さらに社会保障法、社会福祉サービス法等に関する基礎的な文献・資料の収集、②スウェーデンの社会福祉サービスを担当する実務家から、福祉サービス利用・提供の仕組み、およびそれに関する政策の動向についての聞き取り調査、③主任研究者・分担研究者・研究協力者による研究会を開催しての論点の析出や分析視角に関する議論、という方法を採用している⁽¹⁾。

C 研究結果、考察および結論⁽²⁾

1. はじめに

(1) 研究会には、主任研究者および他の分担研究者・研究協力者も出席し、議論を行った。したがって、これまでの分担報告書と同様に、本報告書の内容については、主任研究者や他の分担研究者・研究協力者の示唆等が反映されている。

(2) 本研究の性格上、様式 A-1(4)の「総括・分担報告書参考例」のように研究結果、考察、結論を分けて記述することには依りがたいので、本報告書では、研究結果、考察および結論を一括して記述する。

今回の海外調査では、2件の聞き取り調査を行った。まず、ストックホルム市の高齢者オンブズマン（Stadsledningskontoret Stockholms stad, Äldreeombudsman）である、Ulla Johansson 氏である。氏には、高齢者サービスの決定・提供過程における利用者保護、不服申し立て制度について、話を伺った。もう一件は、ストックホルム市内の行政区であるマリア・ガムラスタン区の区役所（Maria-Gamla Stan Stadsdelsförvaltning）を訪問し、高齢者サービスの担当職員（Biståndshandläggare）である Marie Arouni 氏および Agneta Birol 氏にインタビューを行った。両氏には、サービス決定および提供に関する実務の詳細について、伺った。

以下は、これらの聞き取り調査によって得た情報、および収集した資料をもとにして、スウェーデンの高齢者サービスの決定・提供過程についてまとめたものである。

2. スウェーデンにおける社会サービスの概要

スウェーデンでは、社会サービス法（SoL）2章1条により、コ⁽¹⁾ミューンが各管轄領域内での社会サービス提供義務を負っている。社会サービス法は枠組み法であり、コ⁽¹⁾ミューンは、同法が定める枠の中で各地域の条件に応じたサービスを提供する広い裁量を有する。また、コ⁽¹⁾ミューンは、社会サービスの提供を、コ⁽¹⁾ミューン以外の主体（株式会社、組合など）に、契約によって委任することができる（SoL2章5条）。

個人が社会サービスを受給する権利は、社会サービス法4章1条に規定されている。すなわち、この規定によれば、「自分のニーズを自身で充足できない者、または他の方法では充足できない者は、その生計費およびその

(1) コ⁽¹⁾ミューンは、スウェーデンの基礎的自治体である。地方自治体には他に、広域自治体のランステイングがある。

他の生活手段のための援助の権利を有する」。

以上に挙げた規定が社会サービスの一般的な根拠規定となるが、社会サービス法は、高齢者サービスに関する特別な規定をいくつか置いている。同法5章4条は、高齢者サービスの目的を、「高齢者が安全な環境のもとで自立して生活し、かつ積極的で有意義な社会生活を他者とともに過ごすことができるよう」することと定める。この目的規定は、とりわけノーマライゼーションの原則に基づくとされる。この規定により、スウェーデンの高齢者サービスは、高齢者が自宅ができるだけ長く生活し続けられるよう支援する活動に、重点を置いている。また、同法5章5条1段は、コムユーンの在宅サービス提供義務を、同条2段が施設サービス提供義務を規定する。

高齢者サービスの具体的な内容は、上述したとおりコムユーンの裁量に委ねられている。しかし、一般的な在宅サービスとして、社会福祉当直制度⁽¹⁾、ホームヘルプ⁽²⁾、デイサービス⁽³⁾、ショートステイ⁽⁴⁾などが挙げられる。また、施設サービスとしては、老人ホーム、サービスハウス⁽⁵⁾、グループホーム、ナーシングホーム⁽⁶⁾などが一般的である。

今日のスウェーデンでは、高齢者の大半が、在宅サービスを利用しながら自宅で生活している。高齢者施設に住むのは、80歳以上の後期高齢者が

(1) 必要なときに、高齢者が連絡を取ることができるよう、職員が当直する制度。

(2) 2000年10月には、スウェーデン国内で、125,300人の老齢年金受給者（65歳以上人口の約8%）がホームヘルプ・サービスを利用していた。今日のホームヘルプ・サービスは80歳以上の後期高齢者に対して重点的に提供されており、後期高齢者の約20%がこのサービスを利用している。Socialstyrelsen, Äldre –vård och omsorg år 2000 (Statistik Socialtjänst 2001:3), s 9.

(3) 2000年10月の時点で約15,500人の高齢者がデイサービスを利用しており、そのうち75%が通常の住宅で暮らしている。Socialstyrelsen, Äldre –vård och omsorg år 2000, s 12.

(4) 2000年10月にショートステイを利用していた高齢者は、約9800人である。Socialstyrelsen, Äldre –vård och omsorg år 2000, s 12.

(5) サービスハウスとは、個室および地域住民との共用スペース（レストランなど）を備えた、ケア付きの高齢者住宅である。

(6) ナーシングホームとは、1992年のエーデル改革によってランステイングからコムユーンに移管された、長期療養病院および地域療養ホームである。

中心となっている⁽¹⁾。

3. ストックホルム市における高齢者サービスの概要

次いで、インタビュー先であるストックホルム市について、その概要を見ておきたい。

(1) ストックホルム市の概要

スウェーデンの首都であるストックホルム市は、約 755,000 人の人口を有する（2001 年）。65 歳以上の高齢者は人口の 16%、80 歳以上の後期高齢者が 6% である。後期高齢者の割合は、近年増加傾向にある。

ストックホルム市の年間総予算は、約 280 億 SEK² であり、そのうち約 50SEK が高齢者サービスに用いられる。同市では行政区制度が取られており、市内は 18 の行政区に分割される。ストックホルム市では、これらの行政区が、各区域内の高齢者サービスに直接の責任を負っている。市の予算の 61% が各行政区に分配され、区内の行政費用に充てられる。高齢者サービスにかかる費用は、各区の予算費目の中で最大の位置を占めている。

インタビュー調査に訪れた、マリア・ガムラスタン区は、ストックホルム市のほぼ中心に位置し、観光地として有名なガムラスタン（旧市街）を抱える。総人口は、約 65,000 人である。そのうち、65 歳以上人口は約 9500 人、80 歳以上は約 3500 人となっている（資料 1・表 227：ストックホルム市の行政区別に見た年齢別人口）。

(1) 高齢者施設に入居している者は、2000 年 10 月には約 121,300 人であった。これは 65 歳以上人口の約 8% に当たる。そのうち 77%（93,700 人）が、80 歳以上の後期高齢者である。後期高齢者の入居者数・対人高比率は、近年増加している。Socialstyrelsen, Äldre -vård och omsorg år 2000, s 11.

(2) 1kr=約 14 円。

(2) 高齢者サービスの利用状況

ストックホルム市内で、ホームヘルプ・サービスを利用している高齢者数は、以下のとおりである（2001年）。65歳以上のホームヘルプ・サービス利用者数は、合計15,843人（65歳以上人口の13.3%）であった。上述した全国的傾向と同様に、80歳以上の後期高齢者ほど、ホームヘルプ・サービス利用者数および、当該年齢層の人口に利用者が占める割合が高くなる（資料1：ストックホルム市内のホームヘルプ・サービス利用者数（65歳以上））。表165は上段が男性、中段が女性、下段が合計数。表260は行政区別利用者数）。

マリア・ガムラスタン区について見ると、高齢者サービスの利用者は、合計で約1,900人（うち80歳以上が約1500人）である。24時間介護体制の高齢者施設に入居している者は、このうちの約700人に留まる。その内訳は、老人ホーム入居者が560人、ショートステイ利用者が80人、サービスハウス入居者が60人である。また、ホームヘルプ・サービスを利用しつつ、自宅で生活している高齢者の数は、約1000人となっている。各サービスとも、80歳以上の後期高齢者が利用者数に占める割合が高くなっている。

4. ストックホルム市における高齢者サービスの決定・提供過程

以下では、ストックホルム市、とりわけマリア・ガムラスタン区における高齢者サービスの決定・提供過程を、サービスの申請から提供にいたる流れに沿って検討する。

(1) 申請からサービス決定

① サービスの申請

コムユーン（区役所）による高齢者サービスの決定過程は、高齢者側か

らの申請によって開始される。社会サービスの決定を受けるためには、まず、利用を希望する高齢者の側が申請する。申請は、本人、家族、god man または förvaltar⁽¹⁾、医療施設職員⁽²⁾などによって行われる。

申請に際して問題となるのは、区外またはコミニーン外の居住者が、サービスを申請できるかである。この点に関連して、社会サービス法 2 章 3 条は、次のように規定している。すなわち、「老齢、機能障害または重度の疾病により、転入を希望する者が包括的な援助の恒常的な必要性を有しており、転入先のコミニーンが必要な措置を取らなければ生活できない場合は、その者は転入先コミニーンに必要な措置を請求できる」。さらに、ストックホルム市では、市の高齢者サービス申請審査のためのガイドラインにより、上記取り扱いを区外の高齢者施設への転入申請にも適用すると定めている。

社会サービス法の規定および市のガイドラインに沿って、コミニーン外からのサービスハウス入居申請を却下した例が、資料 2 である⁽³⁾。

② サービスの決定

高齢者サービスの申請に基づき、区役所は、サービス内容の決定を行う。この際には、利用希望者のサービスに対するニーズのみを調査し、経済的状況などは考慮しない。

-
- (1) これらの後見制度については後述する。
 - (2) エーデル改革によって、ラントスティングの保健医療サービスに高齢者が入院した場合には、コミニーンが一定期間内にその受け入れ先を用意しなければならなくなつた。そのため、病院職員からの申請が非常に多くなつてゐる。
 - (3) 資料 2 は、1 頁目が高齢者サービスの申請書、2 頁目がその決定書となつてゐる。ウプサラ（したがつて区外、コミニーン外）に居住する高齢者について、その god man から、ストックホルム市マリア・ガムラスタン区内のサービスハウスへの入居申請があつた。入居申請の理由は、マリア・ガムラスタン区に友人がおり、また高齢者本人が長くそこで働いていたためである。しかし、当該高齢者は文芸評論家として依然現役であり、在宅サービスを受けることによって自宅で居住可能であった。そのため、マリア・ガムラスタン区役所は、SoL2 章 3 条による請求権の前提である包括的な援助の必要性を欠くとして、申請を却下した。

サービス内容の決定は、書面で行うことが、社会サービス法によって義務付けられている（SoL11章5条）。この決定書が、コミューンと利用者の間での契約書になると解されている。前掲資料2は全部却下の決定例である。また、資料3が全部認容の決定例⁽¹⁾、資料4が一部認容一部却下の決定例となっている⁽²⁾。

資料5は、マリア・ガムラスタン区の高齢者サービス決定に関する統計である。最上段の表は、同区における毎月の申請件数を、サービス内容別に示している。上より、ホームヘルプ・サービス（介護以外のサービス）、ホームヘルプ・サービス（介護）、サービスハウス、高齢者施設、デイサービスに関する申請件数となっている。2段目の表は、各月の終了件数を、サービス内容別に統計したものである。3段目の表は、区役所が申請を拒否した件数を示す。これらの表から、同区では、毎月70～80件程度のサービス申請があり、そのうち10～20件が拒否されていると言える。

⁽¹⁾ 資料3は、1項目が高齢者サービスの申請書、2項目がサービスの決定書である。当該高齢者は、2001年夏に脳卒中を起こし、以来、毎日のホームヘルプサービスとセキュリティアラーム、在宅医療サービスを利用していた。後遺症によって会話能力およびバランス感覚が低下し、転倒が頻繁で入院を繰り返している。心臓疾患の他に記憶障害があり、自分がどこにいるのか分からなくなって、隣家のドアを叩くなどの行動も繰り返した。申請時も、転倒によるケガで入院中であった。申請書では、当該高齢者の親族が、自宅での居住継続は不可能であると判断して、24時間介護体制の老人ホームへの入居を求めていた。マリア・ガムラスタン区は、サービスへのニーズが認められるとして、入居申請を認容した。

⁽²⁾ 資料4は、1項目がサービスの申請書、2項目および3項目が区役所による決定書、4項目は医師による証明書となっている。糖尿病、高血圧などの持病のある高齢者について、親族が、ホームヘルプサービスを申請した事例である。当該高齢者は既に、親族ヘルパー（コミューンが決定したサービス内容に従って介護を行う親族を、サービス提供業者が雇用し、報酬として現金給付を行う親族援助制度）によって在宅サービスを受けていた。この申請書では、左半身の運動機能が低下したとして、親族ヘルパーが行うホームヘルプサービスの内容の増加（朝の支度、就寝時の着替え、全食事の準備、週2回のシャワー、週3回の買い物、週2・3回の掃除、月2回の洗濯、郵便および薬局へのお使い、通院の同伴、台所・玄関・寝室の床の水拭き、計算その他の手伝い、レシートや金銭の説明、散歩）を申請している。これに対し、マリア・ガムラスタン区は、食事の準備・付き添い、ベッドメイク、就寝時の監督、週1回のシャワー、週2回の買い物、週2回の散歩、3週間ごとの掃除、月2回の洗濯、セキュリティアラームと、一部のサービスのみを認容した。

③ サービス決定過程における利用者保護

高齢者など、意思能力が低下した成人を保護するための一般的な制度として、親子法典 (föräldrabalken, FB) ⁽¹⁾による二種類の後見人制度がある。

(i) god man

疾病や精神的障害等が原因で、自身の権利行使、財産管理に援助が必要な者を援助する制度として、第一に、god man がある (FB11 章 4 条)。God man の任命は、本人または家族、近親者からの申請に基づき、地方裁判所が行う (FB11 章 15 条)。これらの者が申請しない場合には、医療施設・高齢者施設の代表者、または区の社会サービスが申請することができる (社会サービス政令 5 章 3 条 1 号)。God man の任命には、原則として本人の同意が必要である。そのため、本人以外による申請時には、本人の同意、または本人が同意不可能であることの意思による証明が必要となる。

地方裁判所は、本人のニーズを知っている者を god man として任命し、同時にその責務を決定する。親族が god man となることが多いが、施設に入居する高齢者の場合には、施設職員が任命されることもある。老人施設の職員が、本人と god man である家族の間のトラブルに気づき、任命の変更を申請する事例⁽²⁾もあった。

日常生活のために通常必要な法律行為を除いて、god man が行う法律行為には、本人の同意が必要である (FB11 章 5 条)。したがって、god man は、高齢者サービスの決定のためのニーズ調査や計画作成には参加するが、サービス決定書に署名する権限は持たない。決定書への署名は、あくまで

(1) 同法の主たる規定は、子に対する親の後見について定めるものである。

(2) God man である子供が、その財産を目的として、施設に入居している高齢者を自宅に引き取ろうとした。しかし、当該高齢者には施設での治療が必要であったため、施設職員が god man の指名の変更を求めた事例である。

高齢者本人が行う。

god man 制度は、ストックホルム市内で、年間 1 万件の利用がある。

(ii) **förvaltare**

疾病や精神的障害等が原因で、自身の権利行使、財産管理に援助が必要な者で、かつ god man 制度の利用では不十分な者を援助するのが、*förvaltare* である (FB11 章 7 条)。Förvaltare の任命は、本人、家族、近親者または god man からの申請に基づいて、地方裁判所が行う。医師や社会サービスの担当職員も、*förvaltare* の必要性を申請することができる。Förvaltare の任命には、本人が疾病等に基づき自身およびその財産を管理できること、ならびに god man 制度の利用では不十分なことについて、医師の証明が必要である。

Förvaltare は、裁判所が定めた責務の範囲内で、本人の財産を単独で管理し、全ての事項について本人を代理する (FB11 章 9 条)。Förvaltare の任命を受けた本人は、法律に列挙された事項¹以外は、*förvaltare* の同意なく法律行為を行うことができない (同章 10 条)。

この制度は、法律行為を行う権限の大半を委譲するため、非常に介入的な制度だと考えられている。そのため利用も制限的であり、ストックホルム市内にいる 23,500 人の高齢者サービス利用者のうち、*förvaltare* の任命を受けているのは 400 人のみとなっている。

④ サービス決定に対する不服

一部却下または全部却下のサービス決定については、申請者は区役所に

(1) 親子法典 11 章 8 条では、*förvaltare* の同意なくして本人ができる行為として、雇用契約の締結、雇用による報酬の受領、贈与および遺産の受領などが挙げられている。

対して、不服を申し立てることができる。不服申し立ては、サービス決定から3週間以内に行わなければならない。不服申し立てがあると、区役所は当該サービス決定を再審査する。この際には、最初の決定時と同じ職員が審査を担当する。再審査の結果、必要があれば、区役所は決定を変更する。

サービス決定の変更の必要がないと判断した場合、区役所は、申請者からの不服を地方裁判所に送達する。行政裁判所は三審制を取っているが、通常は高等裁判所の判決で訴訟が終了する。区役所によるサービス決定が正当と認められ、訴訟は棄却となることが大半である。**資料6**は、マリア・ガムラスタン区によるサービス申請拒否処分について、処分が正当と判断された、ストックホルム・レーン地方裁判所の判決である⁽¹⁾。

ストックホルム市では、現在、不服申し立て後、通常は2週間で地方行政裁判所の判決が出される。10年前は、地方行政裁判所の判決まで6ヶ月以上かかっていた。今日では、非常に迅速な不服処理が行われていると言えよう。

なお、ストックホルム市では、1999年秋に高齢者オンブズマン(Äldreombudsman)が設置されている。高齢者オンブズマンは、不服をどこに訴えるのが適切かを、高齢者やその家族に助言する役割を負っている。公的責任はなんら負っておらず、区役所によるサービス決定を変更する権限もない。2000年には、年間538件の相談を受け付けた。相談者は圧倒的に、高齢者本人よりも親族が多くなっている(資料7:高齢者オンブズマン)

(1) ストックホルム・レーン地方行政裁判所 1998年3月9日判決。月一回の掃除と年二回の窓掃除の社会サービスを申請した者が、ハウスキーピング会社の理由など他の方法でもニーズが満たされうるとして、申請を拒否された。社会サービス法の規定は、他の方法によってはニーズが満たされえない者に対して、コミューンによるサービスを受ける権利を保証している。裁判所は、原告が、生活費等を差し引いてもハウスキーピング会社を利用するだけの可処分所得を有しているとして、コミューンによる申請拒否決定を妥当とした。

ズマンが2000年に受けた相談の内容⁽¹⁾)。

(2) サービスの提供

① サービス提供業者の選択

ストックホルム市では、ホームヘルプ・サービスについて、2002年1月より、サービス提供業者の選択の自由を導入している。高齢者は、コムユーンによる公的サービスまたは民間のサービス業者の間から、自由に提供業者を選ぶことが可能となった（資料8：マリア・ガムラスタン区内のサービス提供業者一覧）。実際には、高齢者の間では、公的サービスを選択する傾向が強い。しかし、民間業者の利用も、次第に増加しつつある。民間業者は、社会サービスの枠外で、全額利用者負担の付加サービスを提供することによって、差別化を図っている（前掲資料5：4段目および5段目の表は、マリア・ガムラスタン区における、民間のホームヘルプ・サービス利用者数（累積）および毎月のホームヘルプ・サービス件数を示す）。

サービス提供業者は、公私共に、高齢者による選択を拒否する権利を持たない。ただし、多くのサービスを必要とする高齢者からの選択を、十分なスタッフまたは設備を有していないサービス提供業者が拒否することは、可能である。この場合、最終的には、コムユーンによる公的サービスが、当該高齢者に対するサービス提供の責任を負う。

(1) 資料7の棒グラフの内容は、上から順に、一般的不満、自己負担、賞賛、サービス決定、高齢者施設、輸送サービス、god man、費用、虐待、不調和、身体衛星、精神病、掃除等、歯科医療、住環境、サービス計画となっている。最も多いのは、コムユーン（区）によるサービス決定に関する不服である。これは、サービス決定そのものと、サービス決定を取り扱う行政職員との連絡の、双方に関する不服を含む。第二位は一般的な不満であり、複数の事項に関する複合的な不服である。高齢者施設に関する不服が、次いで多くなっている。伝統的なホームヘルプサービスである、掃除や身体の衛生維持に関する相談件数は比較的少ないが、一般的な不満に含めて訴えられることが多い。

サービス提供業者の選択に関して問題となるのは、居住している区以外のサービス提供業者によるサービスを選択することができるかである。これは、当該高齢者が、居住する区内では提供できない特別なサービスの需要を有するときにのみ、認められる。

施設サービスについては、現在のところ、高齢者の選択の自由はない。区役所では、高齢者の希望にできる限り即した施設に入居できるように努めて決定している¹。ただし、施設の入居定員により、高齢者の希望が叶わないことも多い。ストックホルム市議会には、施設サービスについても選択の自由を 2004 年から導入する提案が、提出されていた。しかし、2002 年 9 月の選挙で議会多数派が保守派から左派（社会民主党、共産党、環境党）へ変わり、この提案は取り下げられたという経緯がある。

② サービスの費用負担

(i) 利用者負担

社会サービス法 8 章 2 条 1 段により、コミューンは、その提供する社会サービスについて、正当な額の利用者負担を徴収することができる。ストックホルム市では、ホームヘルプ・サービスおよびデイサービスの利用者負担は、サービスの量および回数に応じた額が定められている。また、ショートステイの利用者負担は、24 時間のホームヘルプ・サービスに相当する額となっている（資料 9：在宅サービスの利用者負担の最高額⁽²⁾）。施設

(1) 現在、マリア・ガムラスタン区には 14 の高齢者施設がある。その内訳は、老人ホーム 7、サービスハウス 4、グループホーム 2（うち一つは老人ホームと同じ施設）、ナーシングホーム 2 となっている。コミューンが運営する公的施設が 11、株式会社が運営する施設が 3 となっており、公的な高齢者施設が大半を占める。

(2) 資料 9 は、サービスの内容に応じて、一ヶ月の利用者負担額を段階分けしている。その内容は以下の通りである。

グループ 1：セキュリティーアラーム、または、サービスハウスの基本負担金：100kr

サービスの利用者負担は、月 1540kr を限度とした応能負担である。施設入居者は、その他に、食費および消耗品代として月 2360kr を負担し、さらに室料（ホテル代）を支払わなければならない。

社会サービス法 8 章 6 条により、社会サービスの利用者負担は、個人の生活費のために保障されるべき金額を損なうほどに高額になってはならない。この規定に基づき、租税、居住費、利用者負担を支払った後に残る所得が、この保障生活費（förbehållsberlpp）を下回る場合には、高齢者サービスの利用者負担は減免される。保障生活費は、各コミューンが、法律の定める枠組みの範囲内で決定する（SoL8 章 7 条）。ストックホルム市では、在宅サービス利用者の保障生活費を、単身者について月 4165kr、配偶者と同居する者について月 3605kr としている。また、施設サービス利用者の保障生活費は、施設居住者について月 2765kr、自宅に残されている配偶者について月 4165kr である。

(ii) 民間サービス提供業者への支払

高齢者サービスの提供に携わる民間業者に対しては、ストックホルム市では、サービス決定で定められたサービスの提供時間に応じた定額を支払っている（資料 10：ホームヘルプサービスに関する支払金額表⁽¹⁾）。民間業者が、サービス決定にはないサービスを提供しようとしても、ストック

グループ 2：食事配達、または、月 2 回のホームヘルプ：355kr

グループ 3：週 1・2 回のホームヘルプ、および／または、週 1・2 回のデイサービス：645kr

グループ 4：平日日中のホームヘルプ、または、週 3 回以上のデイサービス：860kr

グループ 5：週 7 日および／または祝日を含む夜間のホームヘルプ、または、週 7 日のデイサービス：1190kr

グループ 6：週 7 日 24 時間のホームヘルプ、ショートステイ、および 24 時間介護施設への入居：1540kr

(1) 1 頁目のタイムテーブル（Tidtabell）で定められたサービス単位ごとの標準時間に基づいて、一ヶ月の合計サービス時間を算出し、2 頁目のリストで定められた金額を支払う。例えば、「総合的な朝の介護」（着替え、トイレ、ベッドメイキング、歯磨き、シャワーなど）にかかる標準時間は、45 分とされている。

ホルム市からはそのサービスにかかる費用は支給されない。そのため、このような支払方法は、民間業者によるサービス決定の遵守を図る一つの手段となっている。

③ サービス内容への不服

区役所による高齢者サービスの決定は、多くの場合、1年間の有効期間をつけてなされる。有効期間が過ぎる前に、区役所のインセンティブによって定期的なサービス決定の見直しを行うことにより、サービス決定を高齢者のニーズに対応させるための工夫がなされている。区役所による見直しが行われる前に、高齢者が新しいサービス決定を必要とする場合には、新たな申請を行わなければならない。

民間のサービス提供業者がサービス決定に従ったサービスを提供しないなど、サービス提供業者に対する不服がある場合には、高齢者は不服を区役所に提出することができる（資料11：マリア・ガムラスタン区の不服申し立て用紙）。区役所は、不服申し立てを受けて、サービス提供業者に対して改善を指導する。利用者は、サービス提供業者の選択を変更することはできるが、業者を契約違反で訴えることはできない。このことから、高齢者サービスの利用契約は区役所（コミューン）と利用者との間で締結されており、サービス提供業者はあくまでコミューンの履行補助者に過ぎないと、推測することができそうである。

④ サービス提供中の事故に対する保障

医療サービスを提供している高齢者施設内の事故については、患者保

険（Patientförsäkring）の適用がある。患者保険は、保健医療サービス中の損害に関する無過失責任保険であり、保健医療サービスの提供主体に加入が義務付けられている（Patientskadelag, SFS1996:799）。保健医療サービスの過程で損害を被った患者は、患者保険による補償を受けることができる。ストックホルム市は、民間の保険会社であるスカンディア（Skandia）との間で、患者保険の契約を締結している。

また、ストックホルム市は、民間の保険会社イフ（If...）と、コミューンの活動を原因として生じた人的・物的損害に対する責任保険の契約を締結している。この保険によって、高齢者サービス提供中に生じた、利用者の人的・物的損害が補償される。

以上のように、高齢者サービスの提供過程における事故または損害に対しては、一応の補償制度が公的に整えられていると言える。ただし、サービス提供業者による窃盗などの犯罪行為は、上記の保険制度では補償されず、問題となりうる。民間の保険会社でも、そのような場合は例外規定で補償から排除しているのが一般的であり、被害者は補償を受けられないことが多い。

(3) ストックホルム市での現在の問題

ストックホルム市の高齢者サービスに関して現在議論されている、最大の問題は、社会的孤独である。ホームヘルパーは通ってきても、親戚や友人が身の回りにいない高齢者の、孤独が問題となっている。ストックホルムは都市であるため、地方社会と比べて地域のネットワークにかけることが、問題性を深めている。

また、マリア・ガムラスタン区では、サービスハウスが多すぎることも問題視されている。多くの高齢者が、エレベーターの設置など改築を行え

ば自宅で居住し続けられるにもかかわらず、サービスハウスに容易に入居してしまっている。そして、いったんサービスハウスに入居すると、自宅を失い、自宅での生活に戻れなくなってしまう。この問題の背景には、マリア・ガムラスタン区の中心部が旧市街であり、建物の改築工事が困難だという事情もあるだろう。

D 健康危険情報

本研究にかかる健康危険情報はない。

E 研究発表

研究計画の初年度ということもあり、今年度は、本研究の成果として発表に至ったものはない。

F 知的財産権の出願・登録状況

研究の性格上、知的財産権の出願・登録にかかるものはない。

資料 1

Socialförsäkring och social omsorg

165
Personer¹ 65– år med hemtjänst efter kön 1990–2001
Persons 65– years with home-help service by sex

	Personer				% av befolkningen			
	1990	1995	2000	2001	1990	1995	2000	2001
Män								
65–69 år	4 018	3 993	4 050	4 127	7,7	8,2	9,1	9,4
70–74	434	379	281	265	2,8	3,0	2,4	2,5
75–79	565	628	474	502	3,8	4,5	4,5	4,9
80–84	860	831	815	812	8,1	7,6	7,6	7,9
85–89	1 070	995	1 010	1 108	16,8	14,5	13,4	14,2
90–	785	783	855	927	29,5	25,0	26,8	25,0
	324	377	635	523	42,5	35,6	41,3	39,3
Kvinnor	12 935	11 618	11 550	11 706	14,3	13,7	15,1	15,6
65–69 år	635	476	396	384	2,9	2,8	2,8	2,9
70–74	1 206	895	828	784	5,8	5,0	5,4	5,3
75–79	2 395	1 820	1 773	1 695	12,5	9,8	10,3	10,3
80–84	3 718	2 936	2 830	2 885	24,1	18,9	18,4	20,1
85–89	3 301	3 378	3 212	3 243	39,5	34,4	33,2	34,1
90–	1 681	2 016	2 511	2 615	46,0	43,0	43,2	44,1
Samtliga	16 953	15 611	15 600	15 848	11,8	11,7	12,9	13,3
65–69 år	1 069	854	657	649	2,7	2,9	2,7	2,7
70–74	1 770	1 623	1 302	1 286	4,9	4,8	5,0	5,2
75–79	3 265	2 651	2 588	2 507	10,9	9,0	9,2	9,4
80–84	4 788	3 931	3 840	4 093	22,0	18,2	17,4	18,0
85–89	4 066	4 159	4 187	4 170	37,1	32,1	31,4	31,5
90–	2 005	2 393	3 046	3 138	45,4	41,7	42,9	43,2

Anm. Uppgifterna för 1990 avser november, för 1995, 2000 och 2001 avses oktober.

¹Antalet personer överskattas med cirka 5 % p g a att medsökande självt kan ha personlig omsorg.

Stadsdelsområden

259

Inskrivna förskolebarn vid förskola och familjedaghem/flerfamiljssystem och inskrivna skolbarn vid fritidshem och familjedaghem/flerfamiljssystem 2001-12-31
Number of children in day nurseries, family day-homes and recreation centres

	Inskrivna i kommunal verksamhet		% av befolkningen	
	Förskolebarn 1-5 år	Skolbarn 6-12 år	Förskolebarn 1-5 år	Skolbarn 6-12 år
Västerort	7 783	8 420	57,9	42,9
Kista	1 211	1 087	59,5	37,6
Rinkeby	990	593	66,4	31,9
Spånga-Tensta	1 854	1 496	63,4	37,3
Hässelby-Vällingby	1 802	1 748	64,8	47,9
Bromma	1 926	2 506	56,1	48,8
Inre staden	4 953	5 020	46,5	37,2
Kungsholmen	987	786	54,5	44,2
Norrmalm	1 051	1 118	44,0	40,7
Östermalm	1 180	748	50,2	24,2
Maria-Gamla stan	899	1 349	39,4	35,8
Katarina-Sofia	777	1 011	46,8	48,5
Söderort	9 380	8 698	64,0	41,5
Enskede-Årsta	1 553	1 504	63,3	43,5
Skarpnäck	1 392	1 596	63,4	43,7
Färsta	1 450	1 379	64,8	36,8
Vantör	1 063	1 324	58,0	45,2
Alvsjö	911	1 193	70,8	53,3
Liljeholmen	870	535	64,2	30,2
Hägersten	916	1 133	87,2	48,9
Skärholmen	1 225	1 034	63,7	32,0
Hela staden	22 126	123 271	57,1	41,2

Anm. Se även tabell 258. – ¹Ingår 133 stockholmsbarn med plats i annan kommun.**260**

Personer¹ 65- år med hemtjänst oktober 2001
Persons 65- years with home-help service

	Personer			% av befolkningen		
	65-79 år	80- år	Samt- liga	65-79 år	80- år	Samt- liga
Västerort	1 161	2 887	3 518	6,4	26,9	13,1
Kista	258	311	569	12,8	39,4	20,2
Rinkeby	67	31	98	9,3	17,9	11,0
Spånga-Tensta	156	250	406	5,9	26,6	11,3
Hässelby-Vällingby	408	727	1 135	5,6	24,3	11,1
Bromma	272	1 038	1 310	5,0	28,8	14,0
Inre staden	1 522	4 724	6 246	5,9	26,9	14,3
Kungsholmen	280	1 048	1 338	8,0	28,0	15,8
Norrmalm	282	888	1 181	5,8	28,6	14,7
Östermalm	337	1 215	1 552	5,0	23,8	13,1
Maria-Gamla stan	403	1 074	1 477	6,7	28,4	15,3
Katarina-Sofia	200	490	690	6,8	25,3	13,0
Söderort	1 789	4 320	6 079	5,6	25,7	12,5
Enskede-Årsta	282	848	1 108	5,8	25,1	14,1
Skarpnäck	246	566	812	6,7	28,2	13,9
Färsta	323	734	1 057	4,8	24,1	10,8
Vantör	231	476	707	4,9	24,4	10,7
Alvsjö	82	334	416	3,9	25,5	12,2
Liljeholmen	165	487	652	8,7	29,9	16,0
Hägersten	216	572	788	5,9	28,3	13,5
Skärholmen	234	305	539	6,1	25,7	10,8
Hela staden	4 442	11 401	15 843	5,9	26,4	13,3

¹Antalet personer överskattas med cirka 5 % p g a att med sökande själv kan ha personlig omsorg.

(364)

57

Stadsdelsområden

227
Folkmängd efter ålder 2001-12-31
 Population by age

	Ålder								
	0-5	6-9	10-12	13-15	16-19	20-64	65-79	80-	Samtliga
Västerort	16 055	11 271	8 335	7 420	9 212	118 027	18 087	8 769	197 176
Kista	2 450	1 700	1 180	1 125	1 529	19 060	2 020	790	29 884
Rinkeby	2 057	1 155	708	717	978	9 457	721	173	15 884
Spånga-Tensta	3 462	2 322	1 659	1 574	1 891	19 794	2 654	841	34 297
Hässelby-Vällingby	3 901	3 181	2 580	2 215	2 599	33 578	7 244	2 889	58 265
Bromma	4 185	2 913	2 220	1 789	2 215	36 140	5 448	3 876	58 788
Inre staden	14 055	7 754	5 724	5 870	7 116	185 245	25 015	17 568	278 848
Kungsholmen	2 425	1 041	780	741	1 078	38 044	4 855	3 732	52 674
Norrmalm	3 233	1 800	1 148	1 136	1 547	44 253	4 982	3 142	61 041
Östermalm	3 003	1 785	1 294	1 177	1 818	40 805	6 780	5 100	61 572
Maria-Gamla stan	3 239	2 089	1 666	1 508	1 880	43 949	6 020	3 857	63 996
Katarina-Sofia	2 158	1 229	856	810	1 015	28 194	3 368	1 837	39 565
Söderort	17 920	13 303	10 046	8 794	10 683	169 704	31 647	16 827	278 924
Enskede-Årsta	3 042	1 962	1 488	1 217	1 559	28 743	4 514	3 370	45 805
Skarpnäck	2 619	2 035	1 619	1 424	1 561	24 879	3 863	2 160	40 050
Farsta	2 718	2 147	1 604	1 385	1 710	26 211	6 773	3 048	45 597
Vantör	2 268	1 688	1 245	1 111	1 327	20 819	4 675	1 948	35 079
Älvsjö	1 548	1 323	916	817	923	11 881	2 086	1 312	20 788
Liljeholmen	1 721	995	774	682	875	20 780	2 449	1 631	28 887
Hägersten	1 688	1 299	1 018	870	1 034	18 338	3 568	2 172	30 086
Skärholmen	2 315	1 856	1 371	1 308	1 894	17 973	3 821	1 186	31 524
Hela staden	48 031	32 328	24 105	21 584	27 011	482 976	75 749	43 184	754 948
Fördelning, %									
Västerort	8,1	5,7	4,2	3,8	4,7	59,9	9,2	4,4	100
Kista	8,2	5,7	4,0	3,8	5,1	63,8	6,8	2,6	100
Rinkeby	12,9	7,2	4,4	4,5	6,1	59,2	4,6	1,1	100
Spånga-Tensta	10,1	6,8	4,8	4,6	5,5	57,7	7,7	2,7	100
Hässelby-Vällingby	8,7	5,5	4,4	3,8	4,5	57,8	12,4	5,1	100
Bromma	7,1	5,0	3,8	3,0	3,8	61,5	9,3	6,6	100
Inre staden	5,0	2,8	2,1	1,9	2,6	70,0	9,3	8,3	100
Kungsholmen	4,8	2,0	1,4	1,4	2,0	72,2	8,2	7,1	100
Norrmalm	5,3	2,6	1,8	1,9	2,5	72,5	8,2	5,1	100
Östermalm	4,9	2,9	2,1	1,9	2,6	68,3	11,0	8,3	100
Maria-Gamla stan	5,1	3,3	2,6	2,4	2,8	68,7	9,4	5,7	100
Katarina-Sofia	5,4	3,1	2,2	2,0	2,8	71,3	8,5	4,9	100
Söderort	6,4	4,8	3,5	3,2	3,8	60,8	11,3	6,0	100
Enskede-Årsta	6,6	4,3	3,3	2,7	3,4	62,6	8,8	7,3	100
Skarpnäck	6,5	5,1	4,0	3,6	3,9	62,4	9,1	5,4	100
Farsta	6,0	4,7	3,5	3,0	3,8	57,5	14,9	6,7	100
Vantör	6,5	4,8	3,5	3,2	3,8	59,3	13,3	5,5	100
Älvsjö	7,4	6,4	4,4	3,9	4,4	57,1	10,0	6,3	100
Liljeholmen	5,8	3,3	2,6	2,2	2,9	69,5	8,2	5,5	100
Hägersten	5,6	4,3	3,4	2,9	3,4	61,0	12,2	7,2	100
Skärholmen	7,3	5,9	4,3	4,1	5,4	57,0	12,1	3,8	100
Hela staden	6,4	4,3	3,2	2,9	3,6	64,0	10,0	5,7	100